

寒川町立公民館の使用、管理及び組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

寒川町教育委員会教育長 大澤文雄

寒川町教育委員会規則第 3 号

寒川町立公民館の使用、管理及び組織に関する規則の一部を改正する規則

寒川町立公民館の使用、管理及び組織に関する規則(昭和 54 年寒川町教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

題名中「、管理及び組織」を「及び管理」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(指定管理者の業務)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 9 号に規定する寒川町教育委員会が必要と認める業務は、利用料金の徴収に関する業務とする。

第 3 条及び第 3 条の 2 を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 第 3 月曜日

第 4 条第 1 第 2 号を削り、同項第 3 号中「、同月」を「から同月」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同条第 2 項中「教育長」を「指定管理者」に、「休館日を開館日とする」を「あらかじめ教育長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館する」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「館長」を「指定管理者」に改め、「認めたときは」の次に「、あらかじめ教育長の承認を得て」を加え、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中「使用料」を「利用料金」に、「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条と

する。

第 10 条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 6 条第 3 項」を「第 6 条第 4 項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「館長」を「指定管理者」に改め、同項第 4 号中「その他教育長」を「その他指定管理者」に、「そのつど教育長が」を「そのつど指定管理者が教育長の承認を得て」に改め、同条第 2 項中「寒川町立公民館使用料還付申請書(第 5 号様式)」を「寒川町立公民館利用料金還付申請書(第 5 号様式)」に、「教育長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「教育長」を「指定管理者」に、「寒川町立公民館使用料還付通知書(第 6 号様式)」を「寒川町立公民館利用料金還付通知書(第 6 号様式)」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「使用料」を「利用料金」に、「第 6 条」を「第 5 条」に、「寒川町立公民館使用料減免申請書(第 7 号様式)」を「寒川町立公民館利用料金減免申請書(第 7 号様式)」に、「教育長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「教育長」を「指定管理者」に、「寒川町立公民館使用料減免決定通知書(第 8 号様式)」を「寒川町立公民館利用料金減免決定通知書(第 8 号様式)」に改め、同条第 3 項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 1 項中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 12 条とする。

第 14 条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 14 条とする。

第 16 条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とする。

第 18 条中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条を第 17 条とする。

第 19 条を第 18 条とし、第 20 条を第 19 条とし、第 21 条を第 20 条とする。

別表第1中「第10条関係」を「第9条関係」に、「使用料」を「利用料金」に、「施設使用料」を「施設利用料金」に改める。

別表第2中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

第1号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、「(あて先)寒川町民センター館長」を「(宛先)指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第2号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、「寒川町町民センター」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第3号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「(あて先)寒川町民センター館長」を「(宛先)指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第4号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「寒川町町民センター館長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第5号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「寒川町立公民館使用料還付申請書」を「寒川町立公民館利用料金還付申請書」に、「(あて先)寒川町教育委員会教育長」を「(宛先)指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第6号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「寒川町立公民館使用料還付通知書」を「寒川町立公民館利用料金還付通知書」に、「寒川町教育委員会教育長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第7号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、「寒川町立公民館使用料減免決定通知書」を「寒川町立公民館利用料金減免決定通知書」に、「寒川町教育委員会教育長」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

2 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残

存するもの限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。